新組織の発足に向けた業務改革(120項目) の具体的な取組状況について

2006年2月20日

I. 国民サービスの向上 ~ 「行政サービスのトップランナー」を目指した取組を推進~

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ			
	1 - 1 お客様の声に対応したサービスの改善							
1	①「長官への手紙・長官へのメール」の実施	16年10月~	着手済	〇平成16年10月から、より利用者の視点に立ったサービスを展開するため、社会保険庁ホームページ等において、社会保険庁や社会保険事務所における業務やサービスに対するご意見・ご提案を「長官へのメール」や「長官への手紙」として受け付ける仕組みを整備。 〇寄せられたご意見等への対応については、社会保険庁ホームページに定期的に公表。	(平成18年1月末現在) 長官への手紙 366件 長官へのメール 6,647件			
2	②国民の声報告体制 の整備	16年10月~	着手済	〇平成16年10月から、様々な経路で寄せられるご意見・ご批判を基に、サービスの改善・充実を図るため、「国民の声対応報告制度」を整備。社会保険事務所、地方社会保険事務局、社会保険業務センター及び本庁の窓口に苦情等対応責任者を設置するとともに、「国民の声対応票」を作成し、苦情処理の進捗状況を管理。 〇平成16年12月、「社会保険庁職員行動規範」の策定にあわせて、全職員に対し、苦情等への対応マニュアルとして、「接遇マニュアル」を配布。	(平成18年1月末現在) 国民の声対応票作成 1, 331件			
3	③社会保険庁ホーム ページの充実	16年10月~	着手済	〇社会保険庁ホームページのトップページに「社会保険庁の改革」のコーナーを設け、改革の進捗状況や社会保険新組織の実現に向けた有識者会議及び社会保険事業運営評議会等における議事内容を随時掲載。 〇平成16年12月、全ての地方社会保険事務局にホームページを開設し、管内の社会保険事務所等の案内とともに、出張相談、休日相談・相談時間延長のお知らせ及び社会保険事務所ごとの相談の混雑状況等を掲載。				

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
4	④社会保険事務局へ のサービス改善協議 会の設置	17年7月~	着手済	〇平成17年7月、利用者等の意見を基に、地域の実情に即したサービスの提供を図るため、全国の地方社会保険事務局ごとに、学識経験者、マスコミ関係者、労働団体関係者、事業主、社会保険労務士等、サービス利用者及び保険料負担者の代表から成る「サービス改善協議会」を設置。 〇各社会保険事務局においてこれまでに概ね2回開催されており、社会保険庁改革の動向等について、広く地域の方々に情報提供を行うとともに、提供されるサービスに対する利用者等の意見を基に、サービスの改善・充実に向けた取組に関する意見交換を実施。	
5	⑤定期的な「お客様 満足度アンケート」の 実施		着手済	〇第1回調査(平成17年3月)の実施後、平成17年度から、全国の社会保険事務所への来訪者を対象として、7月及び1月の定期的な満足度調査(無記名方式、5段階評価)を実施。 〇昨年7月の集計結果については、社会保険庁ホームページに公表。	(平成17年7月調査) 配布枚数:46,199枚 回収枚数:39,895枚 回収本:864% 全体としての満足度; 年金相談窓口 89% 総合相談窓口等 83% (「やや満足」以上の回答者の割合) (平成18年1月調査) 実施日 1月11日 集計・分析中
6	⑥民間調査機関による窓口サービス実態 調査の実施	18年度~	_	〇「お客様満足度アンケート」調査の結果を客観的に評価するとともに、利用者から見た社会保険事務所等の窓口施設等の実態を把握するため、民間調査機関による窓口接遇状況等のサービスに関する実態調査について、平成18年度の実施に向け検討を行う。 〇なお、平成18年度は、原則として47社会保険事務所(各社会保険事務局管内の1事務所)を対象として実施する予定。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
7	⑦各種通知書等に関 するモニター調査の 実施	18年度~	_	〇発送件数及び照会件数等の多いものから優先的に見直しを実施しているが、平成18年度から、消費生活アドバイザーなど第三者によるモニター制度を活用し、より利用者の視点に立った見直しを推進。	
8	⑧サービス向上を推 進するための本庁の 体制強化	18年度~	_	〇平成18年度から、国民の皆様からのご意見・ご要望を事業運営に的確に 反映させるための体制整備を予定。	

•

•

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
	1-2 年金相談	体制の充実			
9	①年金相談の時間延 長·休日相談の実施	16年度~ 段階的に実施	着手済	〇社会保険事務所等において、年金相談の充実を図るため、次の取組を実施。 ・平成16年7月から、昼休み時間帯における年金相談実施を徹底。 ・平成16年12月から、毎週月曜日に相談受付時間を午後7時まで延長。 ・平成17年度から、毎月第2土曜日に休日相談を実施。	
10	②年金相談センター の増設及び地域ニー ズに応じた移転・廃止	16年度~	着手済	〇年金相談センターについては、平成16年度に2カ所増設する一方、4カ所の移転、2カ所の廃止を実施。平成17年度においても、これまでにそれぞれ1カ所の新設及び廃止を行ったところであり、引き続き、地域のニーズに対応した配置見直しを実施。	(平成18年1月末現在) 年金相談センター 71カ所
11	③年金電話相談センターの拡充	16年度~	着手済	〇平成16年度において、社会保険事務所等に行かなくても年金相談が可能 となるように年金電話相談センターを10カ所から23カ所へ増設。	(平成18年1月末現在) 年金電話相談センター 23カ所
12	④年金相談に関する バリアフリー化の推進	随時	着手済	〇平成17年度から、全国の社会保険事務所において、 ① 手すりの設置 ② 障害者用トイレ・スロープの設置 ③ 相談窓口への老眼鏡の備付 を順次実施し、相談窓口のバリアフリー化を推進。 〇併せて、平成17年4月から、耳が不自由な方が相談しやすい環境を整備するため、ファクシミリによる年金相談を実施。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
13	⑤市庁舎等を活用し た年金相談事業の検 討	17年度~	検討中	〇社会保険事務所の配置状況や地域のニーズを考慮し、社会保険事務所が設置されていない市町村の庁舎に職員を派遣し、出張相談を実施。 〇ハローワークの庁舎を活用した出張相談の実施について検討中。	
14	⑥社会保険事務所に おける総合相談室の 拡充	16年度~	着手済	〇社会保険事務所来訪者へのサービス向上を図るため、全国の社会保険事務所において総合相談室の設置を推進。平成18年4月までに全ての社会保険事務所に総合相談室を設置することとしている。	(平成18年1月末現在) 総合相談室 265社会保険事務所に設置
15	⑦中央年金相談室の電話相談ブースの大幅拡充及び年金電話相談センターとのネットワーク化	17年度~	着手済	〇社会保険業務センター中央年金相談室の電話相談ブースについては、平成17年8月から段階的に拡充し、平成17年10月から180席体制に拡充。 〇併せて、平成17年10月31日から、中央年金相談室と全国23か所の年金電話相談センターをネットワークで結び、全国共通の電話番号による「ねんきんダイヤル」を実施。	中央年金相談室 電話相談ブース 56席(平成16年度末) ↓ 180席(平成18年1月末現在) 応答率 20.5%(平成16年度平均) ↓ 62.9%(17年10月平均) 73.1%(17年11月平均) 91.3%(17年12月平均)
16	8年金電話相談センターの集約化及び総合コールセンターの 整備	19年度~	_	〇社会保険業務センター中央年金相談室及び年金電話相談センターの集約化に当たっては、社会保険オンラインシステムの最適化計画(案)における中央年金相談室の移転時期を踏まえ、平成19年度からの順次実施を検討中。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ			
	1-3 各種通知書類の見直し							
17	①通知書等の見直し 及び様式の統一化	~18年度	着手済	○発送件数及び照会件数等の多いものから優先的に見直しを実施しているが、平成18年度から、消費生活アドバイザーなど第三者によるモニター制度を活用し、より利用者の視点に立った見直しを推進。 ○様式及び添付書類の統一化については、主として、全国共通の「業務マニュアル」の作成作業とともに推進し、平成18年10月から新様式への統一化を図る予定。 ○なお、市町村経由の届出である国民年金の適用、保険料関係届書等については、既に市町村において住民異動届との統合等が推進されており、全ての届出の統一化は困難なことから、可能なものについて統一化を図るとともに、市町村からの報告様式の統一化についても検討。	(見直し対象の通知書) ・被保険者関係33種類 (15種類実施済み) ・受給者関係56種類 (実施済み)			
	1-4 年金個人	人情報の提供の	充実					
18	①年金見込額試算の 対象年齢引き下げ(5 5歳以上→50歳以 上)	18年3月~	検討中	○現在、年金見込額試算の対象者の拡大(55歳以上の方→50歳以上の方)に向け、社会保険業務センターにおいてシステム開発を行っており、平成18年3月下旬から実施予定。				
19	②裁定請求書の事前 送付	17年10月~	·A 7 % 1	・老齢基礎年金の受給資格を満たしている方については、年金加入記録等をあらかじめ記載した裁定請求書を60歳又は65歳到達の3か月前に送付・60歳以後に受給権が発生する方には「裁定請求のご案内」を、受給資格が確認できない方には「年金加入期間の確認のご案内」をそれぞれ60歳到	(平成17年10月~18年1月までの送付件数) 「裁定請求書(ターンアラウンド用)」 385,177件 「裁定請求の案内(はがき)」 70,296件 「年金加入期間の確認のご案内(はがき)」 67,369件			

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
20	③中間点通知の導入	18年度~		〇平成16年3月から、年金受給が近づいた58歳到達者に対して、被保険者 記録の通知を実施。 〇35歳到達者に対する年金加入状況通知の導入に向け、通知に記載すべ	
21	④ポイント制の導入	20年4月~	_	さ内容等を検討の上、平成18年4月よりシステム開発を行う予定。 〇平成20年4月からのポイント制の導入に向けて基本方針を検討中。	
22	⑤インターネットによる年金個人情報の即時提供	18年3月~	検討中	〇年金加入状況の即時提供については、平成18年3月末からサービスを開始する予定であり、また、年金見込額の即時提供についても実施に向け検討中。	
	1 - 5 年金相記	炎業務の質の向	L		
23	①年金相談員のスキ ル別研修等の実施	17年10月~	着手済	〇平成17年10月、年金相談担当者のレベルの統一化・向上を図るため、「年金相談マニュアル」を作成。併せて、平成18年度から、社会保険大学校における社会保険相談指導員研修について、相談担当者のレベル別の研修へ改編を行う予定。	:
24	②社会保険労務士等 に対する年金相談研 修の実施		検討中	〇民間における年金相談を促進するため、社会保険労務士を対象とした研修を平成18年3月に実施することを予定しており、また、ファイナンシャルプランナーに対する研修についても、社労士に対する研修結果の評価を踏まえ、平成18年秋を目途に実施予定。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ					
	1 - 6 被保険者	1 - 6 被保険者及び年金受給者の記録管理の徹底								
25	①年金個人情報の提 供による加入記録整 備の推進	18年3月~	検討中	〇平成18年3月から、社会保険業務センター記録管理部に専門チームを設置し、これまで受給要件が確認できなかったために送付を行ってこなかった方について、新たに58歳到達時に年金個人情報の通知を送付し、本人による記録確認の機会を提供すること等により、年金加入記録の整備の推進を図る予定。						
26	②市町村との連携に よる、対象市町村内 の被保険者の加入記 録整備	17年10月~	着手済	〇平成17年9月から一定地域(対象町村 38町村)の被保険者(対象被保 険者 120,020人)を対象に年金加入記録の整備を行った上で、年金加入 記録通知及び当該事業に関するアンケートを送付し、現在、実施社会保険事 務所においてアンケートを回収中。						
27	③住民基本台帳ネットワークを活用した被 保険者等の記録管理 の推進の検討	18年度~		〇被保険者等へのサービスの向上、事務処理の効率化等を図る観点から、住民基本台帳ネットワークシステムを活用し、以下の取組を推進。 ①平成18年度より、年金受給者の現況届の提出を省略。 ②併せて、34歳到達者情報の入手による未加入者の把握・適用勧奨 (平成18年度中に開始)や、国民年金・厚生年金の被保険者等の氏名・住所変更届の省略(平成23年4月~)の実施に向け、関係法律の改正を行う予定。						

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
	1-7 事務処표	里の迅速化			
28	①「サービススタンダード」の達成状況の把握・公表及び問題点の改善	10年5日。		〇平成17年度から新たに設定された「サービススタンダード」の達成状況を 把握・公表することとし、平成17年度の達成状況については、平成18年5月 に公表予定。 〇併せて、「サービススタンダード」の達成を図る上での事務処理上の問題点 については、改善に向けた対策を徹底することとしている。	
29	②年金裁定の処理日 数の短縮	17年度~	検討中	〇58歳到達者に対する被保険者記録の通知、裁定請求書の事前送付の徹底により、裁定処理日数の短縮を図ることとしている。(請求書の事前送付対象者の裁定請求手続は、平成18年1月から開始)	
30	③障害年金の事務処 理方法の見直しの検 討		検討中	○障害基礎年金の障害認定及び裁定業務について、事務処理の標準化、審査の迅速化を図る観点から、事務処理体制の見直しについて検討することとしている。 ○また、全国的に統一された障害年金に係る裁定業務マニュアルや認定マニュアルを作成し、業務品質の標準化を図ることについても併せて検討中。	

.

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
	1-8 事務処理	里の標準化			
31	①全国統一の業務マ ニュアルの作成	17年度~	検討中	〇申請書の審査、添付書類の確認等の業務については、これまで各地方社会保険事務局独自の業務マニュアルに基づいて処理されてきたことから、全国統一の業務マニュアルの作成により、業務品質の標準化を図ることとしている。	
	-1770071F1%		4	〇平成17年度中に業務マニュアル作成の上、平成18年度前半に職員研修 等の実施により徹底を図り、平成18年10月からマニュアル使用を開始予 定。	
32	②業務ノウハウの共 有化	18年度~		〇平成18年度から、社会保険庁LAN等の活用により、第一線職員が蓄積してきた優れた業務ノウハウ等の情報の共有化を検討。	
33	③業務品質の向上を 図るための本庁の体 制強化	18年度~	_	〇平成18年度から、業務マニュアルの整備等の取組を推進するための体制 整備を予定。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
	1 — 9 事務処理	即の効率化			
34	①外部委託のブロック単位への集約化	17年度~		〇モデル事業として、富山、石川、福井の3事務局をブロック単位として、以下の業務の外部委託契約を集約化。 ・健康保険・厚生年金保険適用関係届書の磁気媒体化(平成17年6月~) ・健康保険・厚生年金保険被保険者情報等のFD収録等(平成17年6月~) ・国民年金保険料電話納付督励(平成17年5月~) 〇また、平成18年度の外部委託契約に関し、「健保・厚年適用関係届書の磁気媒体化」の委託業務については、可能な範囲で隣接する社会保険事務局等で小ブロック化を図り、一括して入札にかけることとしている。	
35	②入力委託対象届書 の拡大	17年度~	着手済	〇平成17年10月から健保給付関係19届書及び年金給付関係58届書について、順次、15道府県において外部委託のモデル事業を開始し、18年度には全国的に外部委託を実施する予定。	
36	③市町村経由の届書 の磁気媒体による受 付の検討	17年度~	着手済	〇現在、市町村における国民年金関係の届書等の電算処理の状況について、報告の取りまとめを行っているところであり、その結果を踏まえ、磁気媒体による具体的な処理方法の在り方及び費用対効果等について検討を進めていくこととしている。	
37	④健保・厚年の適用 関係届書の磁気媒体 化の推進	17年度~	検討中	〇平成18年2月に首都圏の4都県の適用事業所約6,000社に対し、電子申請・磁気媒体での届出に関する問題点等に関するアンケート調査を実施し、平成18年度は、その結果を踏まえ、電子申請等に係る必要な見直しや広報を行い、電子申請等の促進を図ることとしている。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
	1-10 社会(保険事務所の配	置等の	見直し	
38	①人員配置の地域間 格差の是正	17年度~	着手済	〇業務量の地域間格差を是正し、社会保険事務局や社会保険事務所における人員配置が業務量に応じた適切なものとなるよう、17年度から、段階的な配置見直しに着手。	
39	②首都圏における事 務所の統合・分割等 を実施		_	〇平成18年度においては、管轄地域の人口が100万人を超える社会保険事務所が存在する地域のうち、埼玉県南部、千葉県北西部、東京都多摩地区に3事務所を新設するとともに、東京23区内の3事務所について廃止・統合を行う予定。	
40	③事務所の配置の全 国的見直しの検討・ 実施	20年度~		〇平成20年度の新組織発足に併せて、地域間のアンバランスを是正するため、事務所の配置に関する全国的な見直しを順次実施する予定。	
41	④首都圏内の都県へ の国民年金照会専用 電話の設置		着手済	〇首都圏において、国民年金被保険者の約3分の1を抱えている状況を踏まえ、平成17年10月から事務局単位で順次体制を整備し、国民年金照会電話に対する効率的かつ迅速な対応を図っている。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ		
	1-11 政管健保公法人の設立を見据えた保険者機能の強化						
42	①政府管掌健康保険 におけるレセプト点検 の効果的な改善手法 の検討	17年度~	着手済	〇平成17年12月から本年1月にかけて、レセプト点検の民間委託による効果等を中心に健保組合における取組状況等について、複数の健康保険組合等からヒアリングを実施したところであり、今後、ヒアリング結果及びレセプトの電子化の実施状況等を踏まえ、効果的なレセプト点検の方法について更に検討を進める。			
43	②健診受診者の拡大 等の保健事業の充実	17年度~	着手済	〇健診受診者の利便性の向上を図るため、健診実施機関の増大を図り、平成17年度においては、全国で新たに128医療機関を健診機関として指定。 〇また、平成18年度予算案においても、一般健診費用について約17億円増として受診枠の拡大を図ったところ。	1, 526機関(平成16年度末) ↓ 1, 654機関(平成18年1月末現在)		
44	③被保険者への情報 提供の充実	17年度~	着手済	〇平成17年9月、定期的な被扶養者認定状況の確認(いわゆる検認)時に、 適用事業所を経由して全被保険者に対し、政管健保の事業内容を紹介する リーフレットを送付したところであり、引き続き、毎年1回、全被保険者に対し、 同様のお知らせの送付を実施する予定。			
45	④地域の実情に応じ た効果的な保健事業 の推進	17年度~	着手済	〇各地方社会保険事務局において実施するウォーキング大会等の体育事業については、保険者協議会を通じ、他の保険者との共催により実施することを原則とするとともに、保険者協議会において、地域の医療費分析を行うなど、地域の実情に応じた保健事業を実施することとしている。			
46	⑤ レセプトの 電子 データでの受け取り 等の検討	17年度~	検討中	〇審査支払機関から提供されるレセプトの画像の受入れ方法について検討を進めるとともに、次期医療保険制度改正において、レセプトのオンライン請求が義務化されることから、保険者にもオンラインによりレセプトが送付されることを踏まえたレセプト情報管理システムを構築することとしている。			

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ	
	1-12 企業における社会保険事務の支援					
47	①社会保険委員に対 するリアルタイムな情 報提供	18年度~	_	〇現在、平成18年度からの実施に向けて、情報提供・情報交換の具体的な 方法等について検討中。		
48	②本社における社会 保険の適用手続の周 知	17年度~	検討中	〇本社で人事等を管理している職員については、当該職員が地方の支店等に異動した場合であっても、引き続き、本社において社会保険の適用手続を行えることを周知するため、平成18年2月、地方社会保険事務局に対する通知を発出するとともに、社会保険庁ホームページ等においても周知を行う予定。		

項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ

II. 年金制度の周知徹底 ~保険料を納得して納めていただくための取組を推進~

2-1 創意工夫を凝らした年金広報・教育の実施

49	①各種情報提供の効 果的・効率的な実施	16年度~	着手済	〇平成16年度から、年金週間(11月)及び年度末(2月)に実施している集中広報(新聞等の複数の媒体を活用して行う広報)において、効果測定(①メディア接触率、②政策・事業等の周知率、③理解率、④共感率といった広報の効果を把握)を実施している。 〇集中広報の実施に当たっては、より効果的・効率的な広報を実施するために、今までの効果測定の結果を踏まえて計画を立案している。	
50	②中・高校生を対象と した年金教育の拡充	随時	着手済	〇各学校が協力しやすい環境作りのために、年金セミナーで使用する年金教育副読本(平成17年度版)の作成に当たっては、年金セミナーを行う年金広報専門員の意見を取り込んだものとした。また、1時限のカリキュラムを割くことができない学校に対して、年金教育副読本の概要をまとめたチラシを作成して、短時間の年金セミナー開催の要請等を実施した。	(平成16年度セミナー実施率) 21.9% ↓ (平成18年度目標) 25%以上
51	③職員が、年金制度 の意義・役割を十分 に説明できるよう、職 員教育を徹底	17年度~	着手済	〇平成17年10月から、一般職員研修(採用後3年目の職員全員を対象)において、年金制度の意義・役割についての理解を十分に深めるための研修カリキュラムを設定したところであり、平成18年度からは、新規採用者研修においても同様のカリキュラムを設定する予定。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
52	④「総合カタログ」及び「目的別パンフレット」の作成及び配布	17年度~	着手済	〇平成17年11月に、「総合カタログ」(国民年金の実力、安心、メリットなどの訴求ポイントをわかりやすく解説)と、「目的別パンフ」(被保険者の個々の関心事項に対して解説)のパイロット版を作成して、各社会保険事務所へ配布。	
	1 Joy (F)XXX O'HL'III			見を各社会保険事務局を通じて意見集約を行い、それを反映させた平成17年版の「総合カタログ」等を書く社会保険事務局へ配布。窓口での制度説明や国民年金推進員の戸別訪問の際に活用している。	
53	⑤年金制度をわかり やすく説明するネット 番組の配信及びキッ ズページの作成	18年度~	_	〇「年金ネット番組」(社会保険庁ホームページにおいて、年金制度をわかりやすく解説した動画を配信)については、平成18年4月から配信する予定としており、平成18年1月から作成を開始した。なお、「キッズページ」の作成については、「年金ネット番組」の作成後に検討を開始することとしている。	
54	⑥「年金被保険者の しおり」の作成及び配 布	19年度~		〇平成19年度から年金手帳発送時に同封することを検討しており、平成17年度版の「総合カタログ」、「目的別パンフ」に対する意見を踏まえつつ作成する予定。	
55	⑦地方社会保険事務 局主催の公開講座の 実施		検討中	〇年金制度の意義・役割とともに公的年金のメリット等に関し周知・啓発するための地方社会保険事務局主催の公開講座について、平成17年度は、実施体制が整った事務局で実施し、平成18年度からは原則として全ての事務局で実施することとしている。	(平成17年度実施予定) 山口、埼玉、熊本(いずれも2月)
56	⑧大学生向けの年金 セミナーの開催	17年度~	検討中	〇大学生に対する公的年金制度への参加意識の醸成を図るため、平成17年度中にモデル実施社会保険事務局を選定し、年金セミナーのモデル実施を行い、その結果を踏まえながら、18年度以降において全国展開を図ることとしている。	(平成17年度実施予定) 宮城(1月実施済) 京都(今年度中実施に向け調整中)

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ		
	2-2 年金受給権等の確保のための取組の推進						
57	①国民年金の資格喪失後、厚生年金への加入の届出がない者に対する通知	18年度~	着手済	〇企業に就職したとして第1号被保険者の資格喪失の届出があった方について、一定期間(6ヶ月程度)を経過してもなお、企業から第2号被保険者の届出がない場合、正確な届出が行われているか否かについて確認を促す通知を行う仕組みを構築するため、現在、システム開発を進めている。			
58	②ハローワークとの 連携による失業者へ の種別変更の手続や 免除制度の周知徹底	16年10月~	着手済	〇企業からの離職により厚生年金の被保険者資格を喪失した場合に必要となる国民年金の種別変更手続の周知徹底を図るため、平成16年10月から、ハローワークの協力を得て、雇用保険受給者に対する説明会等において、国民年金の種別変更手続に関するお知らせ、種別変更届及び免除申請書等の配布を開始するとともに、社会保険事務所の職員が直接出向いて、国民年金の手続について説明を行っている。			
59	③厚生年金脱退後、 国民年金への加入が ない者についての職 権適用	17年8月~	着手済	〇企業から離職した後、国民年金の届出がない方に対しては、平成17年8 月より、届出勧奨後もなお届出を行わない場合、職権で適用を実施。			
60	④満額受給の要件を 満たしていない者に 対する任意加入の勧 奨	17年度~	検討中	〇年金受給権を有するが、満額受給の要件を満たしていない方を対象として、58歳到達時の「年金加入記録のお知らせ」の際、任意加入に伴う保険料納付額及び受給年金の増加額を示すことにより任意加入を勧奨するものとして、実施時期を含め調整を進めている。			
61	⑤追納勧奨対象者の 拡大	17年8月~	着手済	〇平成17年8月より、学生納付特例、若年者納付猶予の適用を受けた方を 新たに追納勧奨の対象者とした。			
62	⑥追納勧奨状の送付 時期等の見直し	17年8月~	着手済	〇併せて、追納勧奨状の送付時期についても見直しを行い、追納期限の直前となる保険料免除期間から9年目の勧奨状の送付に加え、追納加算額の上乗せが始まる前の保険料免除期間から2年目の方で、2号被保険者又は3号被保険者に移行した方を新たに対象として実施。			
		***************************************	<u> </u>	-17-			

.

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ			
III.	- 保険料収納率の向上 ~ 「国民年金保険料収納率 8 0 %」を目指した取組を推進~							
	3 — 1 「新たな	3 一 1 「新たな保険料徴収モデル」の展開						
63	①未納者の属性に応 じた効率的な対策の 推進	17年8月~	着手済	○従来の収納対策に加え、所得情報を活用し未納者を所得階層に分類するなど、未納者の属性に応じた以下のような対策を実施。 ①免除対象者への免除勧奨を実施するとともに、免除申請手続を簡素化 ②一定所得以上層への強制徴収を実施するとともに、強制徴収の拡大 及び徴収体制を強化 ③中間層への督励事蹟に基づく接触率などの質を重視した納付督励を 実施				
64	②首都圏における新 規未納者への対策の 先行実施	17年10月~	着手済	○平成17年8月より、首都圏において大量発生する新規未納者の属性に応じて、納付督励に加え免除勧奨等の対策を、目黒(東京)及び横浜中社会保険事務所(神奈川)においてモデル実施。 ①20歳到達者への学生納付特例・若年者納付猶予等勧奨文書及び申請書を送付(未納解消率 約27%) ②2号及び3号からの移行者への申請免除の特例承認勧奨文書及び申請書等を送付(未納解消率 約46%) ③完納からの移行者への口座振替加入勧奨文書及び加入申出書等を送付(未納解消率 約72%)				
	3-2 年度別行	う動計画の策定						
65	①年度別行動計画の 策定	16年10月~	着手済	〇平成16年10月、各社会保険事務所において、平成19年度までの年度別目標納付率(平成19年度目標収納率80%)及び平成16年度中の具体的な納付督励業務の行動目標を掲げた行動計画を策定。				

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
66	②行動計画の達成状 況の検証及び次年度 の行動計画の策定		着手済	〇平成17年10月に、17年度第1次行動計画(年度前半)の実施状況等を踏まえ、年度後半に向けた行動計画(改定版)を策定した。 〇改定版は、①一号被保険者の変動、②法律改正等による影響、③16年度の各納付督励ごとの効果、④所得情報の取得と強制徴収の拡大等の要素を考慮し、策定したところである。	(17年度行動計画達成状況) ・17年度目標納付率 69.5% ・17年12月末現在の納付率 64.5% (対前年同期比 +2.9%)